

香南市では、在宅で生活をしている高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための生活支援や、在宅で介護をしている家族の負担を少しでも軽くできるよう、下記の支援を実施しています。

# ご存じですか？ 高齢者福祉サービス



お困りごとのお手伝い

## 軽度生活支援事業

市より委託を受けた支援員が自宅を訪問し、掃除や買い物など、生活上でお困りの家事などをお手伝いします。要介護認定を受けていない高齢者の方も利用していただけます。

■対象／次のいずれにも該当する方

- ① 自宅で生活している65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者夫婦世帯で、日常生活で支援の必要な方
- ② 介護保険の訪問介護サービスを利用していない方

■利用料／1時間 200円

■利用回数／原則月2回まで

■利用時間／1回あたり1時間



おむつなどの日用品

## 介護用品の支援事業

年間75,000円分までの紙おむつ等の介護用品を支給します。

■対象／次のいずれにも該当する方

- ① 要介護3～5の認定者を在宅で介護している方
- ② 介護者、介護対象者が市民税非課税世帯の方



通院の送迎代

## 医療機関送迎サービス事業

家族による送迎や公共交通機関を利用することが難しい方が、自宅から医療機関へ通院する場合の送迎代金を一部を助成します。

■対象／次のいずれにも該当する方

- ① 家族による送迎や公共交通機関の利用が難しい方
- ② 要介護1～5の認定者
- ③ 市民税非課税の方

■利用回数／月1回

■助成限度額／

- ・高知市の医療機関…タクシー代金のうち、5,000円を助成
- ・南国市・香美市・安芸市・芸西村の医療機関…タクシー代金のうち、3,000円を助成
- ・香南市内の医療機関…全額助成 ※原則、シルバー人材センターによる送迎



お家で介護

## 在宅介護手当

1か月のうち15日以上在宅で介護を行った月数分、1か月あたり8,000円を介護手当として支給します。

■対象／次のいずれにも該当する方

- ① 要介護3～5の認定者を在宅で介護している方
- ② 介護者、介護対象者が市民税非課税世帯の方



歩行のお助け

## 日常生活用具給付事業

歩行に支障のある高齢者を支援するため、特定福祉用具販売業者で購入した歩行補助具の購入費の一部を補助します。

■対象／65歳以上の歩行に補助を要する高齢者

■扶助額／購入額の2分の1の金額で、シルバーカー・歩行器は10,000円、杖は5,000円を上限。



見守ります！

## 緊急通報体制整備事業

病気や事故などの緊急事態に備えるため、緊急通報装置を貸し出します。ボタンを押すと24時間体制のあんしんセンターにつながり、協力員に通報があったことを知らせ、安否確認を行うサービスです。また月1回の安否確認サービスで健康状態等の確認や、日常生活の不安解消や安全確保を行います。

■対象／おおむね65歳以上の市民税非課税世帯の方で、ひとり暮らし、または高齢者のみの世帯の方。転倒が多いなど、日ごろから生活に注意を必要とする方。

■利用料／月額 200円

◆各事業について細かな決まりがありますので、詳細はお問い合わせください。お問い合わせ／高齢者介護課 ☎57-8511

## 飼い犬の場合



登録と狂犬病注射、  
忘れないで！

狂犬病予防法により、飼い主は生涯に一度の犬の登録と、年に一度の狂犬病予防注射が義務づけられています。必ず忘れないようにしましょう。



2 ちゃんとつないでおいて！

犬をつながずに飼ったり、散歩したりすると、他の人の迷惑になることがあります。犬はリード等でつないで散歩しましょう。また、家にいるときも犬が逃げないようにしましょう。



3 「フン、知らない」はダメ！

言うまでもなく、犬のフンの放置は周囲の生活環境によくありません。散歩をするときは、フンを始末する道具を必ず持ち、飼い犬のフンをきれいに片付けましょう。



僕たちはご主人  
さまが大好きフン！  
だから、ずっと大事に  
お世話してね！



正しく飼えているかニヤ？

## 飼い猫の場合



やっぱり室内が安全！

外は猫にとって、交通事故等の危険がたくさんあります。また、ゴミあさり等近所トラブルの原因になることもあります。

猫にとって快適な環境を整えば、猫は室内でも暮らせます。猫のためにも、室内で飼いましょう。



2 不妊手術で命を大切に！

猫は1回の交尾でほぼ確実に妊娠し4～8匹の子猫を産みますが、すべての子猫を飼うのも、飼い主を探すのも限界があります。

寿命を全うできない猫を減らすためにも、飼い猫には不妊手術を受けさせましょう。

★メス猫の不妊手術に対し、補助金を交付していますので、ぜひご利用ください。補助金額や必要条件等、詳細は広報5月号13ページをご覧ください。



3 飼えない数は飼わないで！

猫を飼うことは、猫の一生に責任を持ち、最後まで面倒を見ることが大切です。責任を持って世話ができるかどうかまず考え、無理なく飼える数だけ飼いましょう。



犬や猫についての相談が多く寄せられています。愛犬や愛猫のためにも、ルールを守って飼いましょう。

お願い、捨てないで… 犬や猫を捨てることは法律で禁止されており、違反すると100万円以下の罰金が科せられます。また、捨てられた動物は交通事故等の不幸な死を迎えるか、周囲の皆さんに迷惑をかけてしまいます。愛犬や愛猫は、一度飼ったらどんなことがあっても、最後まで飼ってあげてください。どうしても飼えなくなったら、新たな飼い主を見つけるように努めてください。

環境対策課 ☎57-8508